

山口県支部の運営における個別事項に関する手引き（案）

平成 28 年 11 月 7 日山口県支部役員会制定

（目的）

第 1 条 この手引きは、「地域組織の設置運営に関する規則」第 16 条（個別規則の制定）第 1 項第 4 号及び「地域組織運営における個別事項を定めるモデル手引きに関する規則」の規定に基づき、（公社）日本技術士会 中国本部 山口県支部（以下、「当支部」という。）の運営についての個別の事項について定める。

第 1 章 基本運営

（役員会の開催）

第 2 条 役員会は、毎年 5 回以上の開催を基本とする。

（副支部長の定数）

第 3 条 副支部長の定数は 2 名以内とする。

（運営組織）

第 4 条 別記表 1 に掲げる委員会を設置し、当支部の運営に当たる。

（委員会）

第 5 条 委員会は、別記表 2 に掲げる事項を所掌とする。

- 2 委員会委員の定数は、20 名以内とする。
- 3 委員会の運営の詳細については、別に定める「中国本部委員会運営要領」による。
- 4 支部長は、中国本部委員会の委員推薦を中国本部より要請された場合、中国本部委員会に対応した委員会がある場合はその委員会の中から、また、対応した委員会が無い場合は県支部の会員の中から最も相応しい者を人選し、支部役員会の承認を得て推薦する。

（技術部門別組織）

第 6 条 当支部は、技術部門別組織を設置せず、中国本部の技術部門別組織で活動する。

- 2 支部長は、中国本部部会の幹事推薦を中国本部より要請された場合、県支部の会員の中から最も相応しい者を人選し、支部役員会の承認を得て推薦する。

(CPD行事)

第7条 当支部は、CPD行事の開催に当っては、「中国本部CPD行事開催要領」を準用する。

(交通費支給範囲)

第8条 当支部は以下の場合、対応した会員の交通費について実費相当額を支給することができる。

- (1) 本会組織（統括本部・地域本部・県支部）、並びに他学協会が主催する会議・行事等に参加を要請され、当支部を代表してそれらに参加する場合。
- (2) 当支部の委員会が主催する行事の運営要員として行事に参加する場合。
- (3) その他、事務局会議（支部長、副支部長、事務局長、企画総務委員長、事業委員長で構成）が承認した場合。

第2章 協賛団体

(協賛金)

第9条 協賛団体からの協賛金は、1口当り10,000円/年とする。

(協賛団体の扱い)

第10条 協賛団体の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 協賛団体の代表又はその代理の者は、当支部年次大会に出席し意見を述べることができる。
- (2) 協賛団体は、当支部が発行する会誌又はその他刊行物の配布を無償で受け、当支部の事業成果を当支部の了解を得て利用することができる。
- (3) 協賛団体の構成員が当支部主催の講演会等（懇親会は除く）に参加する場合、参加費について当支部が定めた割引をうけることができる。

第3章 事務局

(所在地)

第11条 事務局事務所を、宇部市に置く。

(体制)

第12条 事務局体制は、次のとおりとする。

- (1) 事務局長（正会員1名）
- (2) 事務局次長（正会員2名以内）

(報酬)

第13条 事務局を務める上記の者には、実費相当の交通費を除いて、原則無償とする。

第4章 その他

(本手引きの改廃)

第14条 本手引きの改廃については、企画総務委員会が役員会に付議し、「地域組織の設置運営に関する規則」第16条（個別規則の制定）第1項第4号に従い、中国本部役員会の審議を経て役員会において定めることができる。

附 則（平成28年11月7日）

この手引きは、平成28年10月24日中国本部役員会の審議を経て、平成28年11月7日から施行する。